

平成27年度市町村国民健康保険主管課長会議 主な意見の取りまとめ

【1回目】

- 1 日・場所 平成27年8月6日・県庁執行部控室／7日・西部総合事務所
- 2 出席 県内市町村、国保連合会、医療指導課
- 3 主な議題 国保制度見直しの概要及び意見交換 等

〈主な意見〉

- 早め早めに情報提供していただき、市町村側も十分に検討ができる時間を確保してほしい。
- 後期高齢者医療広域連合のイメージであったがそうではない。できるだけ市町村の事務負担が増えないようにしてほしい。
- 広域化しても市町村の事務はかなり残ることになる。市町村は担当が増えることはないので、事務の効率化が積極的に推進されるよう引き続き国に要望して欲しい。
- 保険給付費の医療機関への支払いは、市町村が個々に国保連に支払うのか県がまとめて国保連に支払うのか。効率化の面で県でまとめてもらうのが有り難い。
- 県内の被保険者証が統一的な仕様となるのであれば、市町村事務の効率化等の観点から発行等の作業を国保連で受託することも考えたい。〈国保連〉

〈主な質問〉

- 都道府県化による住民のメリットは何か。
→国保財政を安定化させ、運営を円滑にすること。
- 新たなシステムの導入経費はどうなるのか。
→特別調整交付金で対応する方向で国が今後検討する。
- 県内全域を対象に資格管理を行うことになるが、市町村は今設置しているシステムを引き続き持つ必要があるのか。
→新たな情報集約システムを使って都道府県単位で資格情報を集約する予定であるが、その際市町村に設置のシステムは引き続き使用する。

【2回目】

- 1 日・場所 平成27年11月16日・倉吉体育文化会館
- 2 出席 県内市町村、国保連合会、医療指導課
- 3 主な議題 国保制度改革に係る今後の県・市町村の協議の進め方 等

〈主な意見〉

- 地方単独事業の減額調整（国保のペナルティ）について、平成30年度以降県も保険者に加わることになるため、ペナルティの制度が維持されれば、県も相応の負担を担うこと。
→仮に制度が維持されることになれば、30年度以降の国保運営方針を検討する上での課題と考えている。

〈主な質問〉

- 平成30年度からの保険料率が現行に比べて大きく増加した場合、激変緩和策はあるのか。
→平成30年度以降は国費の新たな投入もあり、保険料率が大きく増加することはないと思われるが、万一のための激変緩和措置については、市町村向け特別調整交付金の中に激変緩和のための経費が配分される予定と聞いている。また、県に設置する財政安定化基金からも激変緩和のための補助が出るが、詳細は国で現在検討中である。